

no.		質問	回答
1	■募集要項 P5イ(ア)	「利用料金は、会館条例及び同施行規則に定める範囲内で、指定管理者が本市の承認を得て定めることができます。」とありますが、利用料金の改定を提案する場合、市の承認を得るまでの審査手続きや期間はどの程度見込めばよいですか。	提案内容により審査等に要する期間が異なります。
2	■募集要項 P7※1	「災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。」について、(別添2)では、災害発生時の臨時休館に関する判断は、市全体の状況に応じて統一的に行われるケースや、区長の判断による運用が可能なケースが示されています。 ①台風接近時など、市の全体判断がまだ出ていない段階において、指定管理者が単独で臨時休館や利用中止を判断することは可能でしょうか。(例)台風接近時、会館に利用者はおらず、大正区内の市バスが強風による車両横転の危険から運航停止している状態で、職員・スタッフを配置しなければならないのか。職員・スタッフの通勤並びに帰宅手段の確保及び安全も考慮し、指定管理者側で臨時休館の判断は出来ないのかということでお聞きしております。 ②その場合、判断基準として「早期注意情報」における「暴風の警報級の可能性が[高]」の発表や、「自主避難所開設の有無」など市標準の基準が準用可能か、併せてご回答をお願いします。	①②臨時休館や利用中止を判断する前に本市との協議が必要です。
3	■募集要項 P8 2(3) 及びP16	修繕費(4,675,000円)を超える緊急対応が発生した場合、市が対応する条件の具体的な判断基準は何ですか。 また、修繕費が年度計画(上限)を超えた際に、事故防止等の観点から緊急の修繕が必要とされる場合、指定管理者側で暫定的に対応し、補填について事後協議することは認められますか。	修繕費の総額や年度計画額を超える前に本市との協議が必要です。
4	■募集要項 P11 7(6)ウ	黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです
5	■募集要項 P11 7(6)エ	「資料のデータ(マスキングなし、マスキングありそれぞれ)をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rにて提出してください。
6	■募集要項 P11 (6)イ	「上記書類は…インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。」と記載されていますが、インデックスは申請様式の様式名をつければよろしいですか。それとも、次ページの提出書類と記載されている項目名をつければよろしいですか。	インデックスは申請様式の様式名をつけてください。

no.		質問	回答
7	■募集要項 P12	表の上に「※別紙「提出書類一覧」を参考にしてください」と記載されていますが、別紙の「提出書類一覧」が見当たりません。指定の箇所をご教示いただけますでしょうか。	区ホームページの大阪市立大正会館指定管理者指定申請にかかる様式（ZIP形式）内にありますが、PDF形式については添付が漏れていたためPDF形式を修正し、区ホームページに掲載しました。
8	■募集要項 P15 7(7)エ	修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
9	■募集要項 P15 7(7)エ	修繕費について「各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるもの」とすると記載がありますが、翌年度への繰り越し等にかかる具体的な手続きをお示しください。また、繰り越した際に事業計画書（収支計画）は新たに提出する必要がありますか。	具体的な手続きは現在未定ですが、繰越等を行う前に本市との協議が必要です。
10	■募集要項 P17 8(2)ア	「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示しください。また、同審査の日程が決まっていたらお示しください。	9月8日に実施予定ですが、参加事業者数が確定しておりませんので、募集締切後に参加事業者に通知いたします。参加可能人数については、1事業者3名程度を想定しています。
11	■募集要項 P18 8(3)	配点表に「○市費の縮減 30点」とありますが、ここでは価格点評点のほかに様式6-3や支出見込み・収入見込みの妥当性等が加味されて、上限30点の範囲内で採点されるものという理解でよろしいでしょうか。あるいは、価格点評点のみで採点されるのでしょうか。	価格点評点（提案金額）のほか、収支計画、支出見込み・収入見込みの妥当性、経費縮減策を加味した採点となります。なお、配点表「○市費の縮減」の記載内容に一部誤りがありましたので募集要項を修正し、区ホームページに掲載しました。
12	■指定管理 業務の基準 P6 1(3)	「業務責任者」と「総括責任者」の兼務は可能でしょうか。	業務責任者は、施設に常駐の責任者を指します。統括責任者は管理職として責任ある業務を遂行できる職員を指すことから兼務は可能です。
13	■指定管理 業務の基準 P8 4	指定期間中に新たに導入・更新した備品は原則市所有とのことですが、例外的に指定管理者が所有できる場合の手続きを教えてください。	指定管理者自身が、施設の管理運営のために自己（業務代行料以外）の費用により購入した備品については、指定管理者の所有に帰属します。
14	■指定管理 業務の基準 P12 6(1)	加入が求められる保険の種類や保険金額の目安について教えてください。	特に目安はありません。リスク管理に必要な額を見積もっていただく必要があります。

no.		質問	回答
15	■仕様書 P5 3 イ(エ)	防犯カメラ管理業務について、 ①参考資料 貸与備品目録の2階事務所に「防犯カメラ録画装置、モニター装置 一式」として記載がありますが、業務内容の起動確認と適正保管はこちらの器具のみ対象と考えてよろしいでしょうか。 ②「起動確認」というのはこの機器が通常にスイッチをつけて稼働をしているかといった目視作業でよろしいでしょうか。 ③「適正保管」というのは、具体的にどのような内容を指しているかご教示いただけますでしょうか。 ④会館の安全管理上、指定管理者が新たに防犯カメラを設置する際には、上記①で記載しました備品目録にある「防犯カメラ録画装置、モニター装置一式」に増設することになるのでしょうか。それとも別の録画装置等を準備しなければならないのでしょうか。	①②お見込みのとおりです。 ③公共施設設置防犯カメラ管理規程に基づき防犯カメラの起動確認とデータの保管、維持管理など適正に管理運営を行うことになります。 ④本市との協議事項になります。
16	■仕様書 P6 3-ウ(イ)	「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ①「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されたうえで、あくまでランプ・電球部分のみの交換を指定管理者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。 ②仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていたらご教示いただけますでしょうか。 ③LED化等が完了するまでの間に発生する蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。	①照明器具本体は含みません。 ただし、省電力化への対応として、指定管理者において照明器具本体を交換することを妨げるものではございません。 ②本市では「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を策定し、公共施設における省エネルギー・省CO2化の推進を基本方針の一つとして、施設照明のLED導入割合を令和12(2030)年度までに100%とする方針を掲げています。 ③物価変動を見込んだ修繕費計画額表のため、指定管理者で負担いただくものと想定しています。
17	■仕様書 P8 4-ア(ア)	「利用料金の上限額は会館条例に定める範囲とする」と記載がありますが、物価高騰や減免団体の利用件数が想定を上回り増加したことによって、収支運営上施設運営の見直しを迫られる際に、改定を提案することは可能でしょうか。	大阪市区役所附設会館条例に定める範囲を超えた額の利用料金改定は提案することができません。

no.		質問	回答
18	■仕様書 P9 4-ウ	利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。 ②令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	①令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが、未還付となっている利用料金については現指定管理者が引続き債務を負います。なお、返還方法については現指定管理者と次期指定管理者であらかじめ協議し、決定してください。 ②前項①の回答にお示しするとおりです。
19	■仕様書 P10 6-ウ	「大阪市区役所附設会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	自主事業の一部を施設外で実施した事例はございません。そのような自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し、承認を得てください。
20	■仕様書 6	利用者向けサービスの一環として指定管理者が自動販売機を設置(増設)することは可能でしょうか。また、その場合の電気使用料や設置料などの単価をご教示ください。	大正会館では指定管理者による自動販売機の設置を認めておりません。
21	■資料 資料2	点検リスト表内上から10行目「定期清掃」について、「法定点検(建築物衛生法)にて6ヶ月の点検周期」と記載がありますが、仕様書 P6 ウ 建物及び附属設備の維持保全業務(ア)清掃等には「定期清掃(年4回)実施」とあります。6ヶ月であれば年2回になるかと思いますが、どちらが正しいですか。	仕様書の定期清掃(年4回)実施が正しいです。資料2点検リストを修正し、区ホームページに掲載しました。
22	■資料 資料2	点検リスト表内、上から11行目及び13行目の「水質検査」についてですが、法定点検については、建築物衛生法に基づく点検周期が6ヶ月毎、水道法に基づく点検周期が1年毎と記載されていました。一方で、公開されている指定管理者制度における第三者委託状況の記録では、飲料水水質検査業務の実施回数が年間1回とされていることがわかりました。そこでお伺いしたいのですが、飲料水水質検査業務について、法定点検基準と指定管理者制度の運用指針に照らし合わせた場合、現状の実施状況に鑑み、業務を年間1回の実施とする形で問題はないでしょうか。	水道法に基づく水質検査年1回実施で問題ありません。資料2点検リストを修正し、区ホームページに掲載しました。

no.		質問	回答
23	■資料 資料2	点検リスト表内上から14行目「空調設備」についてですが、保守点検周期が3ヶ月毎と記載されています。一方で公開されている指定管理者制度における第三者委託状況の資料を確認したところ、3階では空調設備の点検が年間3回、ブラシ洗浄が年1回、2階の空調設備点検が年2回と記載されていることを確認しました。 そこでお伺いしたいのですが、現行の指定管理者制度に準じた対応(上記の回数)で問題ないでしょうか。仮に現状よりも点検回数の増加が求められる場合、その具体的な要因や背景についても併せてご教示いただけますと幸いです。	法定点検や定期点検については現行指定管理者の第三者委託に準じた内容で問題ありませんが、3か月に1回簡易点検を実施していただく必要があります。
24	■資料 資料2	点検リスト表内上から20行目「自動灌水設備」についてですが、保守点検周期が1ヶ月毎と記載されています。一方で公開されている指定管理者制度における第三者委託状況の資料を確認したところ、年間9回と記載されていることを確認しました。 そこでお伺いしたいのですが、現行の指定管理者制度に準じた対応(上記の回数)で問題ないでしょうか。仮に現状よりも点検回数の増加が求められる場合、その具体的な要因や背景についても併せてご教示いただけますと幸いです。	年9回の実施で問題ありません。資料2点検リストを修正し、区ホームページに掲載しました。
25	■申請様式 5-2⑥	自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。	年度別に作成してください。
26	■申請様式 6-1	1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	補助金や助成金などを想定しています。
27	■申請様式 6-2①	利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	収入区分への記載も可能です。記載については明細がわかるように表記すること。

no.		質問	回答
28	■その他 募集要項 P3 P5イ 及び 指定管理業 務の基準 P3 (イ)① 及び 仕様書 P.9(イ)	優先・減免団体の利用について、以下の点をご確認させていただきますでしょうか。 利用者の公平な会館利用を確保する観点からご質問致します。 現在、優先・減免団体については、9ヶ月前からの優先的な予約申し込みが可能となっておりますが、特定の団体が同一月に2日(6回)以上、土日祝日等にこの優先申込制度を利用する場合、一般利用者は6ヶ月前からしか申込が出来ないことから、利用の公平性に課題が生じると考えられます。 つきましては、以下の点についてご確認させてください。 ①平日は除き、土日祝日のうち、同一団体が同一月に2日(6回)を超えて9ヶ月前の優先申込で利用することについては制限を設け、2日(6回)を超えた優先申込については許可しない運用とすることは可能でしょうか。 ②優先・減免団体の具体的な利用回数(月毎あるいは年間)や、条件に関する規約が御座いましたらご提示ください。 ③利用料収入の減少に関する協議について 優先・減免団体の利用件数が想定を上回り、その影響によって利用料収入が当初の見込みよりも著しく減少した場合、その補償について市として協議を行っていただけるのでしょうか。 ④使用許可の制限に関する判断基準について 「施設の利用条件(イ)使用許可の制限等」に基づき、指定管理者が判断して使用許可を制限することは可能なのでしょうか。 可能である場合、具体的に免除団体が行使できる1ヶ月毎あるいは年間の使用回数、金額等の基準の想定があればご教示ください。	①優先使用の回数に制限は設けておりませんのでご質問の内容での運用はできません。 ②大阪市立大正会館使用許可にかかる取扱要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000652857.html 並びに 大正区役所附設会館減免規程 https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000605918.html をご参照ください。 ③指定管理者のリスク負担となります。 ④大阪市区役所附設会館条例第7条に掲げる各号のいずれかに該当しない場合は使用許可の制限は行えません。
29	■その他	今回の指定期間内で、貴市が対応する基幹的な施設・機器等の修繕に伴って、臨時休館の予定はございますか。その場合、休館となる期間はどの程度を想定されているのでしょうか。	現時点では、臨時休館は想定しておりません。